

# お知らせ

## 介護保険負担限度額認定の更新はお済みですか

現在お持ちの介護保険負担限度額認定証の有効期限は、7月31日(金)です。8月以降も継続して利用する場合は、再度申請が必要です。  
**場所** 高齢介護課、各支所窓口  
**持参物** 認印(本人と配偶者)、本人と配偶者が持つ全ての預貯金などの直近2カ月分の通帳の写し(定期や有価証券なども含む)  
 ※配偶者がいない人は本人のみ  
**◆介護保険負担限度額とは**  
 低所得者が、介護保険施設やショートステイを利用する場合の食費・部屋代の費用負担を軽減する制度です。デイサービスや有料老人ホームなどの食費・部屋代は対象外です。

## 特別障害者手当などの現況届の提出を

特別障害者手当や特別児童扶養手当の「現況届」は、8月以降も引

き続き受給資格があることを届け出る大切なものです。  
 対象者には7月下旬に個別に通知しますので、必要書類を添付して提出してください。  
 期限内に提出がないと、手当が受けられなくなる場合があります。

手当	月額	対象
特別障害者	27,350円	身体や精神・知的に著しく重度の障がいがあり、日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳以上の人
障害児福祉	14,880円	身体や精神・知的に重度の障がいがあり、日常生活で常時の介護を必要とする20歳未満の人
経過的福祉	14,880円	制度廃止前に福祉手当を受給していた人で、特別障害者手当の受給条件に当てはまらず、かつ障害基礎年金も支給されない障がい者(新規認定無し)
特別児童扶養	1級…52,500円 2級…34,970円	20歳未満で身体または精神・知的に中度以上の障がいのある児童を養育している父母、または父母に代わって養育している人

**提出期間** 8月12日(水)～9月11日(金)  
 (平日のみ)

**受付場所** 住所地の各支所総合窓口課  
 松橋町は本庁社会福祉課  
 社会福祉課 ☎(32)1387

## イノシシ・シカサルなどの有害鳥獣の被害を防ごう



近年、市内の農地・住宅地でイノシシ・シカ・サルなどの有害鳥獣の目撃情報が増加しています。有害鳥獣を集落に寄せ付けない環境づくりを行うことが、人や農作物への被害を出さないことにつながります。  
 日頃から、次の点に注意しておきましょう。  
**◆有害鳥獣に出くわしたときは**  
 ・興味本位で近付かず、ゆっくり後ずさりする

・棒を振り上げたり、石を投げたりして挑発しない  
 ・子連れや負傷したイノシシは危険なので刺激しないようにその場から立ち去る

## ◆有害鳥獣を寄せ付けないために

- ・有害鳥獣の餌になりそうなもの(生ごみ・野菜くず、未収穫の作物、ペットのエサなど)を屋外に放置しない
- ・荒廃地を放置せず、草刈りなどを積極的に行う
- ・絶対に餌付けをしない
- ・設置している侵入防止柵を小まめに点検・管理する

## 農振農用地の編入・除外受け付けを停止します

市では、令和2年度から4年度にかけて、農業振興地域整備計画の全体見直し作業を進めています。計画策定に伴う関係機関との協議や意見聴取のため、個別の農振除外などの受け付けを一時停止します。

**最終受付締切日** 8月31日(月)  
 ※受け付け再開については、同計画の全体見直し完了後にあらためてお知らせします。  
 農政課 ☎(32)1641

## 8月1日から新しい保険証に替わります

☎ 市民課 ☎32-1111(代表)

現在お持ちの「国民健康保険被保険者証」と「後期高齢者医療被保険者証」の、有効期限は7月31日(金)です。8月1日(土)からは新しい保険証を使用してください。

**新しい保険証は簡易書留で郵送します**  
**郵送時期** 7月中  
 ※受け取ったら必ず記載内容を確認してください。  
 7月中旬に届かないときは連絡してください。  
 ※滞納がある場合、次の窓口で納税・納付相談をしてください。その後に交付します。  
 国民健康保険税…債権管理課  
 後期高齢者医療保険料…市民課高齢者医療係  
 ※有効期限が過ぎた保険証は、8月以降に市民課・各支所総合窓口課・松合出張所に返却してください。返却できない場合、個人情報を読み取れないよう細かく裁断して処分してください。

### ◆国民健康保険被保険者証 “新”保険証

社会保険への加入や住所変更などがあったときは、14日以内に市民課国保年金係・各支所総合窓口課へ届け出が必要です。また、社会保険などの加入後に誤って国民健康保険の保険証を使用すると、診療費分を返還してもらうことになります。

### ■限度額適用認定証

必要な場合は市民課国保年金係、各支所総合窓口課、松合出張所で手続きをしてください。

### ◆後期高齢者医療被保険者証 “新”保険証

【新しい保険証での一部負担金の割合】  
 ※令和2年度の市県民税課税所得を基に決定。  
 ・同一世帯の後期高齢者医療被保険者のうち、市県民税の課税所得が145万円以上の人がある世帯の被保険者 … 病院窓口などでの負担割合 **3割**  
 ・上記条件に該当しない世帯の被保険者 … 病院窓口などでの負担割合 **1割**

### ■限度額適用・標準負担額減額認定証

現在お持ちの認定証は、7月31日(金)が有効期限です。7月中旬に保険証と同封して郵送します。8月1日(土)から使用してください。  
 ※新たに認定証が必要な場合は、お問い合わせください。

## 毎年7月は「社会を明るくする運動」強化月間

☎ 総務課 ☎32-1798



社会を明るくする運動は、全ての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

犯罪や非行をなくすには、取り締まりや処罰の強化も必要なことです。しかし、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことも大切です。

この機会に、犯罪や非行を生み出さない地域づくりについて考えてみませんか。

## レジ袋の有料化が7月1日にスタート

☎ 衛生環境課 ☎32-1598

7月1日から全国でレジ袋が有料化となりました。これは、普段何気なくもらっているレジ袋を有料化することで、それが本当に必要かを考え、見直すきっかけとすることを目的としています。



レジ袋の原料であるプラスチックは、あらゆる分野で私たちの生活に欠かせない存在です。一方で、廃棄物の増加・プラスチックごみの海洋への流出、地球温暖化などの課題も多くあり、私たちはプラスチックの過剰な使用を抑制し、賢く利用していかなくてはなりません。

レジ袋有料化をきっかけに、マイバッグを持ち歩く新しい習慣を始めてみませんか。

### レジ袋有料化についての問い合わせ先

- 消費者はこちら ☎0570-080180
- 事業者はこちら ☎0570-000930

詳しくはこちら

